

改正後												改正前											
鳥取県地域医療介護総合確保基金事業補助金交付要綱												鳥取県地域医療介護総合確保基金事業補助金交付要綱											
別表(第3条、第4条、第5条、第7条、第8条、第9条、第10条、第11条関係)												別表(第3条、第4条、第5条、第7条、第8条、第11条関係)											
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
事業分類	補助事業	事業実施主体	補助対象経費	基準額	補助率	着手届	完了届	重要な変更	申請添付書類	実績添付書類	事業分類	補助事業	事業実施主体	補助対象経費	基準額	補助率	着手届	完了届	重要な変更	申請添付書類	実績添付書類		
①地域医療構想の達成	医療情報ネットワーク整備事業	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	①地域医療構想の達成	医療情報ネットワーク整備事業	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
①地域医療構想の達成	訪問看護等在宅医療推進ネットワーク基盤整備事業	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	①地域医療構想の達成	訪問看護等在宅医療推進ネットワーク基盤整備事業	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
①地域医療構想の達成	精神科医療機関機能分化推進事業(施設整備)	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	①地域医療構想の達成	精神科医療機関機能分化推進事業(施設整備)	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
	精神科医療機関機能分化推進事業(設備整備)												略										
①地域医療構想の達成	地域医療支援病院・がん診療連携拠点病院等の患者に対する歯科保健医療推進事業	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	①地域医療構想の達成	地域医療支援病院・がん診療連携拠点病院等の患者に対する歯科保健医療推進事業	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
①地域医療構想の達成	急性期医療充実施設整備事業	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	①地域医療構想の達成	急性期医療充実施設整備事業	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
①地域医療構想の達成	急性期医療充実設備整備事業	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	①地域医療構想の達成	急性期医療充実設備整備事業	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
①地域医療構想の達成	病床の機能分化・連携推進基盤整備事業(施設整備)	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	①地域医療構想の達成	病床の機能分化・連携推進基盤整備事業(施設整備)	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
①地域医療構想の達成	病床の機能分化・連携推進基盤整備事業(設備整備)	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	①地域医療構想の達成	病床の機能分化・連携推進基盤整備事業(設備整備)	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
①地域医療構想の達成	医療介護施設連携ネットワーク整備事業	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	①地域医療構想の達成	医療介護施設連携ネットワーク整備事業	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
①地域医療構想の達成	県東部保健医療圏の病床機能分化促進事業	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	①地域医療構想の達成	県東部保健医療圏の病床機能分化促進事業	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
①地域医療構想の達成	ドクターヘリ運転管理室設備整備事業	鳥取大学医学部附属病院	ドクターヘリ基地病院の運転管理室の整備に必要な設備整備費	県が必要と認めた額	10/10	—	—	—	・補助対象経費の増額又は2割を超える減額 ・設備の用途が変わる変更 ・設備の機能が同等未満のものへの変更	様式第1号 様式第2-4号 様式第3号 様式第3号 カタログ 見積書	様式第1号 様式第2-4号 様式第3号 支出額の根拠となる書類 支払を証明する書類 契約書の写し 検収書の写し 当該整備機器の写真	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	
①地域医療構想の達成	ドクターヘリ搭載医療機器整備事業	鳥取大学医学部附属病院	ドクターヘリの搭載医療機器の整備に必要な備品購入費及び需用費	県が必要と認めた額	10/10	—	—	—	・補助対象経費の増額又は2割を超える減額	様式第1号 様式第2-4号 様式第3号 見積書	様式第1号 様式第2-4号 様式第3号 支出額の根拠となる書類 支払を証明する書類 契約書の写し 検収書の写し 当該整備機器の写真	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	
①地域医療構想の達成	周産期医療高度化施設設備整備事業(施設整備)	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	①地域医療構想の達成	周産期医療高度化施設設備整備事業(施設整備)	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略

改正後												改正前											
鳥取県地域医療介護総合確保基金事業補助金交付要綱												鳥取県地域医療介護総合確保基金事業補助金交付要綱											
別表(第3条、第4条、第5条、第7条、第8条、第9条、第10条、第11条関係)												別表(第3条、第4条、第5条、第7条、第8条、第11条関係)											
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
事業分類	補助事業	事業実施主体	補助対象経費	基準額	補助率	着手届	完了届	重要な変更	申請添付書類	実績添付書類	事業分類	補助事業	事業実施主体	補助対象経費	基準額	補助率	着手届	完了届	重要な変更	申請添付書類	実績添付書類		
①地域医療構想の達成	周産期医療高度化施設整備事業(設備整備)	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	①地域医療構想の達成	周産期医療高度化施設整備事業(設備整備)	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
①地域医療構想の達成	在宅医療連携拠点事業	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	①地域医療構想の達成	在宅医療連携拠点事業	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
①地域医療構想の達成	病床の機能分化・連携推進のための研修事業	病院	病床の機能分化・連携を推進するための研修に必要な次の経費 報償費(謝金)、賃金、旅費、需用費(消耗品費、食糧費、印刷製本費)、役員費(通信運搬費、手数料)、使用料及び賃借料、委託料	1か所当たり100千円	1/2	—	—	—	・補助対象経費の増額又は2割を超える減額	様式第1号 様式第2-51号 様式第3号	様式第1号 様式第2-51号 様式第3号 支払を証明する書類	①地域医療構想の達成	病床の機能分化・連携推進のための研修事業	鳥取赤十字病院	病床の機能分化・連携を推進するための研修に必要な次の経費 報償費(謝金)、賃金、旅費、需用費(消耗品費、食糧費、印刷製本費)、役員費(通信運搬費、手数料)、使用料及び賃借料、委託料	1か所当たり100千円	1/2	—	—	—	・補助対象経費の増額又は2割を超える減額	様式第1号 様式第2-51号 様式第3号	様式第1号 様式第2-51号 様式第3号 支払を証明する書類
①地域医療構想の達成	在宅医療推進のための研修事業	鳥取市立病院	在宅医療に関する地域住民への普及啓発に必要な次の経費 報償費(謝金)、賃金、旅費、需用費(消耗品費、食糧費、印刷製本費)、役員費(通信運搬費、手数料)、使用料及び賃借料、委託料	1か所当たり1,000千円	10/10	—	—	—	・補助対象経費の増額又は2割を超える減額	様式第1号 様式第2-51号 様式第3号	様式第1号 様式第2-51号 様式第3号 支払を証明する書類	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	
削除	削除	削除	削除	削除	削除	削除	削除	削除	削除	削除	削除	①地域医療構想の達成	在宅医療連携体制運営支援事業	鳥取市立病院	高度急性期病棟、診療所、介護施設等と連携し、在宅患者の退院調整、急変時の入院受入、医療・介護従事者との情報交換会など地域完結型の医療介護連携体制の運営及び、地域住民への啓発活動を行うために必要な次の経費 事業の実施に必要な給与費(常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費)、諸謝金、賃金、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、会議費)、役員費(通信運搬費、雑役務費)、使用料及び賃借料、委託料、備品購入費	1か所当たり5,000千円	10/10	—	—	—	・補助対象経費の増額又は2割を超える減額	様式第1号 様式第2-37号 様式第3号	様式第1号 様式第2-37号 様式第3号 支出額の根拠となる書類 支払を証明する書類
①地域医療構想の達成	訪問看護師養成研修参加支援事業	病院、診療所、指定訪問看護ステーション、介護老人保健施設、特別養護老人ホーム	鳥取県訪問看護職員養成講習会受講者の受講期間(移動に要する期間は含まない。)中の人件費(給料等の基本給で各種手当等は含まない。)	1か所当たり次により算出された額 日額7,875円×受講日数(12日を限度とする。)×受講人数(e-ラーニング期間は除く。)	10/10	—	—	—	・補助対象経費の増額又は2割を超える減額	様式第1号 様式第2-6号 様式第3号	様式第1号 様式第2-6号 様式第3号 修了証の写し又は受講証明となる書類 支出額の根拠となる書類 支払を証明する書類	①地域医療構想の達成	訪問看護師養成研修参加支援事業	病院、診療所、指定訪問看護ステーション	鳥取県訪問看護職員養成講習会受講者の受講期間(移動に要する期間は含まない。)中の人件費(給料等の基本給で各種手当等は含まない。)	1か所当たり次により算出された額 日額7,875円×受講日数(10日を限度とする。)×受講人数(e-ラーニング期間は除く。)	10/10	—	—	—	・補助対象経費の増額又は2割を超える減額	様式第1号 様式第2-6号 様式第3号	様式第1号 様式第2-6号 様式第3号 修了証の写し 支出額の根拠となる書類 支払を証明する書類
①地域医療構想の達成	新人訪問看護師同行訪問支援事業	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	①地域医療構想の達成	新人訪問看護師同行訪問支援事業	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
①地域医療構想の達成	在宅医療推進のための看護師育成支援事業	鳥取大学医学部附属病院	在宅医療推進を図り訪問看護等人材育成するための(1)～(3)の教育コースに係る次の経費 (1)在宅生活志向をもつ看護師育成コース(入職後3年間) (2)在宅医療・看護体験コース(6か月間) (3)訪問看護能力強化コース(1年間) 人件費、報償費(謝金)、役員費、旅費、需用費、使用料及び賃借料、備品購入費	県が必要と認めた額	10/10	—	—	—	・種目ごとの補助対象経費の増額又は2割を超える減額 ・設備の用途が変わる変更 ・設備の機能が同等未満のものへの変更	様式第1号 様式第2-7号 様式第3号 契約書の写し 支出額の根拠となる書類 支払を証明する書類 当該整備機器の写真 出勤簿及び勤務日誌簿	様式第1号 様式第2-7号 様式第3号 契約書の写し 支出額の根拠となる書類 支払を証明する書類 当該整備機器の写真	①地域医療構想の達成	在宅医療推進のための看護師育成支援事業	鳥取大学医学部附属病院	在宅医療推進を図り訪問看護等人材育成するための(1)～(3)の教育コースに係る次の経費 (1)在宅生活志向をもつ看護師育成コース(入職後3年間) (2)在宅医療・看護体験コース(6か月間) (3)訪問看護能力強化コース(1年間) 人件費、報償費(謝金)、役員費、旅費、需用費、使用料及び賃借料、備品購入費	県が必要と認めた額	10/10	—	—	—	・種目ごとの補助対象経費の増額又は2割を超える減額 ・設備の用途が変わる変更 ・設備の機能が同等未満のものへの変更	様式第1号 様式第2-7号 様式第3号 契約書の写し 支出額の根拠となる書類 支払を証明する書類 当該整備機器の写真	
①地域医療構想の達成	訪問看護師待機手当支援事業	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	①地域医療構想の達成	訪問看護師待機手当支援事業	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略

改正後												改正前											
鳥取県地域医療介護総合確保基金事業補助金交付要綱												鳥取県地域医療介護総合確保基金事業補助金交付要綱											
別表(第3条、第4条、第5条、第7条、第8条、第9条、第10条、第11条関係)												別表(第3条、第4条、第5条、第7条、第8条、第11条関係)											
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
事業分類	補助事業	事業実施主体	補助対象経費	基準額	補助率	着手届	完了届	重要変更	申請添付書類	実績添付書類	事業分類	補助事業	事業実施主体	補助対象経費	基準額	補助率	着手届	完了届	重要変更	申請添付書類	実績添付書類		
①地域医療構想の達成	医療介護連携のための多職種連携等研修事業	県薬剤師会、県リハビリテーション専門職連絡協議会、病院	在宅医療関係者の多職種連携研修や各専門職の質の向上に資する研修、在宅医療・介護の連携を担うコーディネーターを育成するための研修及び関連する委員会の実施に必要な次の経費 事業の実施に必要な報償費、旅費、需用費(消耗品費、食糧費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、手数料)、使用料及び賃借料、委託料	県が必要と認めた額	10/10	—	—	—	・補助対象経費の増額又は2割を超える減額	様式第1号 様式第2-11号 様式第3号	様式第1号 様式第2-11号 様式第3号 支出額の根拠となる書類 支払を証明する書類	①地域医療構想の達成	在宅医療の人材育成基礎を整備するための研修事業	県薬剤師会、県理学療法士会、県作業療法士会、県言語聴覚士会	在宅医療関係者の多職種連携研修や各専門職の質の向上に資する研修、在宅医療・介護の連携を担うコーディネーターを育成するための研修及び関連する委員会の実施に必要な次の経費 事業の実施に必要な諸謝金、賃金、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、委託料	県が必要と認めた額	10/10	—	—	—	・補助対象経費の増額又は2割を超える減額	様式第1号 様式第2-40号 様式第3号 支出額の根拠となる書類 支払を証明する書類	
		県歯科医師会、地区歯科医師会	在宅歯科医療を実施する歯科医師・歯科衛生士等を養成・確保するための講習会・研修会等の開催及び関連多職種(歯科医師、医師、歯科衛生士、看護師、言語聴覚士等)を対象とした研修・実習に要する経費(報償費、旅費、需用費(消耗品費、食糧費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、手数料)、使用料及び賃借料、委託料)	県が必要と認めた額	10/10	—	—	—	・補助対象経費の増額又は2割を超える減額	様式第1号 様式第2-11号 様式第3号	様式第1号 様式第2-11号 様式第3号 支出額の根拠となる書類 支払を証明する書類	①地域医療構想の達成	在宅歯科医療人材確保支援事業	県歯科医師会、地区歯科医師会	在宅歯科医療を実施する歯科医師・歯科衛生士等を養成・確保するための講習会・研修会等の開催及び関連多職種(歯科医師、医師、歯科衛生士、看護師、言語聴覚士等)を対象とした研修・実習に要する経費(会議費、研修会開催費、事務費)	1か所当たり6,000千円	10/10	—	—	—	・補助対象経費の増額又は2割を超える減額	様式第1号 様式第2-11号 様式第3号	様式第1号 様式第2-11号 様式第3号 支出額の根拠となる書類 支払を証明する書類
		県薬剤師会	通院が困難な在宅患者を訪問して薬歴管理、服薬指導、服薬支援、薬剤服用状況及び薬剤保管状況の確認等の薬学的管理指導を行う訪問薬剤管理指導の導入研修の実施に必要な次の経費 事業の実施に必要な報償費、旅費、需用費(消耗品費、食糧費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、手数料)、使用料及び賃借料、委託料	県が必要と認めた額	10/10	—	—	—	・補助対象経費の増額又は2割を超える減額	様式第1号 様式第2-11号 様式第3号	様式第1号 様式第2-11号 様式第3号 支出額の根拠となる書類 支払を証明する書類	①地域医療構想の達成	在宅医療(薬科)研修事業	県薬剤師会	通院が困難な在宅患者を訪問して薬歴管理、服薬指導、服薬支援、薬剤服用状況及び薬剤保管状況の確認等の薬学的管理指導を行う訪問薬剤管理指導の導入研修の実施に必要な次の経費 事業の実施に必要な諸謝金、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、委託料	県が必要と認めた額	10/10	—	—	—	・補助対象経費の増額又は2割を超える減額	様式第1号 様式第2-42号 様式第3号	様式第1号 様式第2-42号 様式第3号 支出額の根拠となる書類 支払を証明する書類
②居宅等における医療の提供	精神の訪問看護ステーションのサテライト設置事業	指定訪問看護ステーション	精神の訪問看護を行うステーション(統合失調症などを扱うもの)のサテライトを設置するための事務所設置及び訪問車両整備に要する経費。ただし、訪問車両整備については、以下の条件を満たす場合に限るものとし、当該車両整備に要する経費のうち、自動車税、自動車重量税、保険料(自賠責保険料を含む。)及びリサイクル料金(シュレッダーダスト料金、エアバッグ類料金、フロン類料金、情報管理料金)は補助対象外とする。 ・訪問看護用の新規車両整備(現有車両の買い替えではなく、増車に該当するもの。)であること。	①事務所設置 ・1年目賃借料 一月あたり50千円 敷金等 200千円 ・2年目賃借料 一月あたり50千円 ②訪問車両整備 1,000千円	10/10	—	—	—	・補助対象経費の増額又は2割を超える減額	様式第1号 様式第2-38号 様式第3号 ①事務所設置 訪問看護事業所指定通知 サテライト設置予定地図 ②訪問車両整備 カタログ 見積書	様式第1号 様式第2-38号 様式第3号 支出額の根拠となる書類 ①事務所設置 事業所建物賃貸借契約書の写し サテライト訪問看護事業所指定通知の写し ②訪問車両整備 契約書の写し 検収書の写し 当該整備機器の写真	②居宅等における医療の提供	精神の訪問看護ステーションのサテライト設置事業	指定訪問看護ステーション	精神の訪問看護を行うステーション(統合失調症などを扱うもの)のサテライトを設置するための事務所設置及び訪問車両整備に要する経費	①事務所設置 ・1年目賃借料 一月あたり950千円 敷金等 200千円 ・2年目賃借料 一月あたり950千円 ②訪問車両整備 1,000千円	10/10	—	—	—	・補助対象経費の増額又は2割を超える減額	様式第1号 様式第2-38号 様式第3号 ①事務所設置 訪問看護事業所指定通知 サテライト設置予定地図 ②訪問車両整備 カタログ 見積書	様式第1号 様式第2-38号 様式第3号 支出額の根拠となる書類 ①事務所設置 事業所建物賃貸借契約書の写し サテライト訪問看護事業所指定通知の写し ②訪問車両整備 契約書の写し 当該整備機器の写真
②居宅等における医療の提供	認知症クリティカルパス推進事業	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	②居宅等における医療の提供	認知症クリティカルパス推進事業	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略

改正後											
鳥取県地域医療介護総合確保基金事業補助金交付要綱											
別表(第3条、第4条、第5条、第7条、第8条、第9条、第10条、第11条関係)											
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
事業分類	補助事業	事業実施主体	補助対象経費	基準額	補助率	着手届	完了届	重要変更	申請添付書類	実績添付書類	
②居宅等における医療の提供	在宅医療推進事業	病院、診療所、指定訪問看護ステーション	訪問看護・在宅医療の充実、精神科在宅復帰等を推進するため、訪問診療、訪問看護、リハビリテーション等に必要な改修又は設備整備を行うために要する経費。ただし、車両整備については、以下の条件を満たす場合に限るものとす。当該車両整備に要する経費のうち、自動車税、自動車重量税、保険料(自賠責保険料を含む。)、及びリサイクル料金(シュレッダーダスト料金、エアバッグ類料金、フロン類料金、情報管理料金)は補助対象外とする。 ・訪問看護、訪問診療又は訪問リハビリテーション用の新規車両整備(現有車両の買い替えではなく、増車に該当するもの。)であること。	1か所当たり5,000千円	1/2	— (ただし、施設整備関係は○)	— (ただし、施設整備関係は○)	— (ただし、施設整備関係は○)	・補助対象経費の増額又は2割を超える減額(施設整備関係) ・建物の規模、構造又は用途(ただし、機能を著しく変更しない軽微な変更を除く。)並びに建物の設置場所の変更(ただし、設置予定敷地内における設置場所の変更で機能を著しく変更しない軽微な変更を除く。) ・設備の用途が変わる変更 ・設備の機能が同等未満のものへの変更	様式第1号 様式第2-9号 様式第3号 支出額の根拠となる書類 (施設整備関係) 支払を証明する書類 様式第1号 様式第2-9号 様式第3号 工事仕様書 工事設計書 工事仕訳書 設計者の決定を証明する資料(各室の用途を示すこと。) 工事設計書 工事仕訳書 建築基準法第7条第5項の規定による竣工検査書の写し(設備整備関係) 契約書の写し 検収書の写し 当該整備機器の写し	
②居宅等における医療の提供	在宅医療推進事業(無償製剤処理を可能とする機器の薬局への補助)	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
②居宅等における医療の提供	在宅歯科医療拠点・支援体制整備事業	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
②居宅等における医療の提供	在宅歯科診療設備整備事業	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
②居宅等における医療の提供	在宅医療(薬料)の研修充実に向けたシステム整備等事業	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
②居宅等における医療の提供	在宅医療PR事業	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
削除	削除	削除	削除	削除	削除	削除	削除	削除	削除	削除	削除
③医療従事者の確保	周産期医療に関わる専門的スタッフの養成事業	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
③医療従事者の確保	歯科衛生士復職支援事業	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
③医療従事者の確保	新人看護職員研修事業	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略

改正前											
鳥取県地域医療介護総合確保基金事業補助金交付要綱											
別表(第3条、第4条、第5条、第7条、第8条、第11条関係)											
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
事業分類	補助事業	事業実施主体	補助対象経費	基準額	補助率	着手届	完了届	重要変更	申請添付書類	実績添付書類	
②居宅等における医療の提供	在宅医療推進事業	病院、診療所、指定訪問看護ステーション	訪問看護・在宅医療の充実、精神科在宅復帰等を推進するため、訪問診療、訪問看護、リハビリテーション等に必要な改修又は設備整備を行うために要する経費。ただし、車両整備については、訪問看護、訪問診療及び訪問リハビリテーション用の新規車両の整備に限る。	1か所当たり5,000千円	1/2	— (ただし、施設整備関係は○)	— (ただし、施設整備関係は○)	— (ただし、施設整備関係は○)	・補助対象経費の増額又は2割を超える減額(施設整備関係) ・建物の規模、構造又は用途(ただし、機能を著しく変更しない軽微な変更を除く。)並びに建物の設置場所の変更(ただし、設置予定敷地内における設置場所の変更で機能を著しく変更しない軽微な変更を除く。) ・設備の用途が変わる変更 ・設備の機能が同等未満のものへの変更	様式第1号 様式第2-9号 様式第3号 支出額の根拠となる書類 (施設整備関係) 支払を証明する書類 様式第1号 様式第2-9号 様式第3号 工事仕様書 工事設計書 工事仕訳書 設計者の決定を証明する資料(各室の用途を示すこと。) 工事設計書 工事仕訳書 建築基準法第7条第5項の規定による竣工検査書の写し(設備整備関係) 契約書の写し 検収書の写し 当該整備機器の写し	
②居宅等における医療の提供	在宅医療推進事業(無償製剤処理を可能とする機器の薬局への補助)	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
②居宅等における医療の提供	在宅歯科医療拠点・支援体制整備事業	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
②居宅等における医療の提供	在宅歯科診療設備整備事業	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
②居宅等における医療の提供	在宅医療(薬料)の研修充実に向けたシステム整備等事業	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
②居宅等における医療の提供	在宅医療PR事業	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
③医療従事者の確保	鳥取大学地域医療総合センター運営支援事業	日野病院	医師不足地域の医療機関へ医師派遣体制の構築に要する経費(看護師配置経費(人件費)、施設運営経費(光熱水費・清掃費等)、備品購入費)	鳥が必要と認められた額	1/2	—	—	—	・補助対象経費の増額又は2割を超える減額 ・設備の用途が変わる変更 ・設備の機能が同等未満のものへの変更	様式第1号 様式第2-13号 様式第3号 契約書の写し 検収書の写し 支払を証明する書類 支出額の根拠となる書類	
③医療従事者の確保	周産期医療に関わる専門的スタッフの養成事業	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
③医療従事者の確保	歯科衛生士復職支援事業	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
③医療従事者の確保	新人看護職員研修事業	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略

改正後												改正前											
鳥取県地域医療介護総合確保基金事業補助金交付要綱												鳥取県地域医療介護総合確保基金事業補助金交付要綱											
別表(第3条、第4条、第5条、第7条、第8条、第9条、第10条、第11条関係)												別表(第3条、第4条、第5条、第7条、第8条、第11条関係)											
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
事業分類	補助事業	事業実施主体	補助対象経費	基準額	補助率	着手日	完了日	重要な変更	申請添付書類	実績添付書類	事業分類	補助事業	事業実施主体	補助対象経費	基準額	補助率	着手日	完了日	重要な変更	申請添付書類	実績添付書類		
③医療従事者の確保	助産師資質向上支援事業	県看護協会	助産師の資質及び実践力向上のための助産師の習熟度に応じた研修会に係る次の経費 報償費(謝金)、役務費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、食料費)、使用料及び賃借料	県が必要と認めた額	1/2	—	—	—	・補助対象経費の増額又は2割を超える減額	様式第1号 様式第2—16号 様式第3号 研修会資料 支出額の根拠となる書類 支払を証明する書類	③医療従事者の確保	新人助産師資質向上支援事業	県看護協会	新人助産師の資質及び実践力向上のための研修会に係る次の経費 報償費(謝金)、役務費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、食料費)、使用料及び賃借料、 備品購入費	県が必要と認めた額	1/2	—	—	—	・補助対象経費の増額又は2割を超える減額	様式第1号 様式第2—16号 様式第3号 研修会資料 支出額の根拠となる書類 支払を証明する書類 当該整備機器の写真		
③医療従事者の確保	認定看護師養成研修受講補助事業	自治体立、国立、独立行政法人国立病院機構立及び、独立行政法人労働者健康福祉機構立の病院	公益社団法人日本看護協会が認定看護師教育機関として認定した施設(日本看護協会認定看護師規則第11条の規定に基づき認定した施設をいう。)及び一般社団法人日本精神科看護協会施設が実施する認定看護師等養成研修会への看護職員を派遣し、当該研修会の受講に要する経費として負担した経費(入学金、授業料、実習料)	看護職員1人当たり750千円	10/10	—	—	—	・補助対象経費の増額又は2割を超える減額	様式第1号 様式第2—47号 様式第3号 支払を証明する書類 修了証等の写し	③医療従事者の確保	認定看護師養成研修受講補助事業	自治体立、国立、独立行政法人国立病院機構立及び、独立行政法人労働者健康福祉機構立の病院	公益社団法人日本看護協会が認定看護師教育機関として認定した施設をいう。)及び一般社団法人日本精神科看護協会施設が実施する認定看護師等養成研修会への看護職員を派遣し、当該研修会の受講に要する経費として負担した経費(入学金、授業料、実習料)	看護職員1人当たり750千円	10/10	—	—	—	・補助対象経費の増額又は2割を超える減額	様式第1号 様式第2—47号 様式第3号 支払を証明する書類		
追加 ③医療従事者の確保	看護師の特定行為研修受講補助事業	看護師の特定行為研修の指定研修機関(厚生労働大臣が指定する保健師助産師看護師法第37条の2第2項第5号に規定する指定研修機関をいう。)が実施する特定行為研修に看護職員を派遣する医療機関、訪問看護事業所	看護師の特定行為研修の指定研修機関で行われる特定行為研修への看護職員の派遣に要する旅費、受講料(入学科、授業料)、実習費	看護職員1人当たり750千円	10/10	—	—	—	・補助対象経費の増額又は2割を超える減額	様式第1号 様式第2—54号 様式第3号 支払を証明する書類	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	
③医療従事者の確保	看護教員養成支援事業	略	略	略	略	略	略	略	略	略	③医療従事者の確保	看護教員養成支援事業	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	
③医療従事者の確保	実習指導者養成支援事業	病院、診療関係施設	次の(1)、(2)により算出された額の合計額とする。 (1)実習指導者養成講習会の受講に要する旅費、受講料、資料代 (2)実習指導者養成講習会受講者の代替看護職員を採用した場合の人員費(報酬、賃金、共済費)	県が必要と認めた額	10/10 (ただし旅費、需用費、役務費のみ1/2(特定分野研修を除く。)とする。)	—	—	—	・補助対象経費の増額又は2割を超える減額	様式第1号 様式第2—49号 様式第3号 修了証の写し 支出額の根拠となる書類 支払を証明する書類	③医療従事者の確保	実習指導者養成支援事業	看護師養成所実習受入施設	次の(1)、(2)により算出された額の合計額とする。 (1)実習指導者養成講習会の受講に要する旅費、受講料、資料代 (2)実習指導者養成講習会受講者の代替看護職員を採用した場合の人員費(報酬、賃金、共済費)	県が必要と認めた額	10/10 (ただし旅費、需用費、役務費のみ1/2(特定分野研修を除く。)とする。)	—	—	—	・補助対象経費の増額又は2割を超える減額	様式第1号 様式第2—49号 様式第3号 修了証の写し 支出額の根拠となる書類 支払を証明する書類		
③医療従事者の確保	認定看護師養成研修事業	略	略	略	略	略	略	略	略	略	③医療従事者の確保	認定看護師養成研修事業	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	
③医療従事者の確保	看護職員研修充実に向けたシステム整備事業	略	略	略	略	略	略	略	略	略	③医療従事者の確保	看護職員研修充実に向けたシステム整備事業	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	
③医療従事者の確保	看護職員の離職防止事業	略	略	略	略	略	略	略	略	略	③医療従事者の確保	看護職員の離職防止事業	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	
③医療従事者の確保	看護師等養成所運営事業	略	略	略	略	略	略	略	略	略	③医療従事者の確保	看護師等養成所運営事業	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	
③医療従事者の確保	看護教育実習環境改善施設設備整備事業(施設整備)	略	略	略	略	略	略	略	略	略	③医療従事者の確保	看護教育実習環境改善施設設備整備事業(施設整備)	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	

改正後

鳥取県地域医療介護総合確保基金事業補助金交付要綱

別表(第3条、第4条、第5条、第7条、第8条、第9条、第10条、第11条関係)

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
事業分類	補助事業	事業実施主体	補助対象経費	基準額	補助率	着手届	完了届	重要な変更	申請添付書類	実績添付書類	
従事者の確保	看護教育実習環境改善施設設備整備事業(設備整備)	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
③医療従事者の確保	看護教育教材整備事業	看護師等養成所(県立を除く)	看護職員の養成に必要な図書・教材の整備に係る備品購入費	1か所当たり7,200千円	2/3	—	—	—	・補助対象経費の増額又は2割を超える減額 ・設備の用途が変わる変更 ・設備の機能が同等未満のものへの変更	様式第1号 様式第2-20号 様式第3号 納品書の写し 請求書の写し 支払を証明する書類	様式第1号 様式第2-20号 様式第3号 納品書の写し 請求書の写し 支払を証明する書類
		削除	削除	削除	削除	削除	削除	削除	削除	削除	削除
③医療従事者の確保	看護職員募集支援事業	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
③医療従事者の確保	看護師等養成所施設・設備整備事業(施設整備)	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
	看護師等養成所施設・設備整備事業(設備整備)	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
③医療従事者の確保	看護師宿舍施設整備事業	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
③医療従事者の確保	看護職員就労環境改善体制整備事業	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
③医療従事者の確保	歯科技工士養成所施設・設備等整備事業(施設整備)	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
	歯科技工士養成所施設・設備等整備事業(設備整備)	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
③医療従事者の確保	病院内保育所運営事業	病院内保育所(地方公共団体を除く)	病院内保育所運営事業を行うために必要な保育士等の職員の人件費(給料、諸手当等)及び委託料(内訳は人件費とする。)	別記2のとおり	2/3	—	—	—	補助対象経費の増額又は2割を超える減額	様式第1号 様式第2-22号 様式第3号 保育所の設置管理運営に関する規定 委託契約書(写)	様式第1号 様式第2-22号 様式第3号 保育所の設置管理運営に関する規定 委託契約書(写)
③医療従事者の確保	病院内保育所施設整備事業	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略

改正前

鳥取県地域医療介護総合確保基金事業補助金交付要綱

別表(第3条、第4条、第5条、第7条、第8条、第11条関係)

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
事業分類	補助事業	事業実施主体	補助対象経費	基準額	補助率	着手届	完了届	重要な変更	申請添付書類	実績添付書類	
従事者の確保	看護教育実習環境改善施設設備整備事業(設備整備)	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
③医療従事者の確保	看護教育教材整備事業	看護師等養成所(県立を除く)	看護職員の養成に必要な図書・教材の整備に係る備品購入費	1か所当たり7,200千円	2/3	—	—	—	・補助対象経費の増額又は2割を超える減額 ・設備の用途が変わる変更 ・設備の機能が同等未満のものへの変更	様式第1号 様式第2-20号 様式第3号 カタログ 見積書	様式第1号 様式第2-20号 様式第3号 納品書の写し 請求書の写し 支払を証明する書類
		病院、診療所	看護職員の養成に必要な図書・教材の整備に係る備品購入費	1か所当たり3,571千円	2/3	—	—	—	・補助対象経費の増額又は2割を超える減額 ・設備の用途が変わる変更 ・設備の機能が同等未満のものへの変更	様式第1号 様式第2-20号 様式第3号 カタログ 見積書	様式第1号 様式第2-20号 様式第3号 納品書の写し 請求書の写し 支払を証明する書類
③医療従事者の確保	看護職員募集支援事業	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
③医療従事者の確保	看護師等養成所施設・設備整備事業(施設整備)	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
	看護師等養成所施設・設備整備事業(設備整備)	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
③医療従事者の確保	看護師宿舍施設整備事業	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
③医療従事者の確保	看護職員就労環境改善体制整備事業	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
③医療従事者の確保	歯科技工士養成所施設・設備等整備事業(施設整備)	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
	歯科技工士養成所施設・設備等整備事業(設備整備)	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
③医療従事者の確保	病院内保育所運営事業	病院内保育所設置する病院	病院内保育所運営事業を行うために必要な保育士等の職員の人件費(給料、諸手当等)及び委託料(内訳は人件費とする。)	別記2のとおり	2/3	—	—	—	補助対象経費の増額又は2割を超える減額	様式第1号 様式第2-22号 様式第3号 保育所の設置管理運営に関する規定 委託契約書(写)	様式第1号 様式第2-22号 様式第3号
③医療従事者の確保	病院内保育所施設整備事業	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略

改正後

鳥取県地域医療介護総合確保基金事業補助金交付要綱

別表(第3条、第4条、第5条、第7条、第8条、第9条、第10条、第11条関係)

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
事業分類	補助事業	事業実施主体	補助対象経費	基準額	補助率	着手届	完了届	申請書	重要な変更	申請添付書類	実績添付書類
	共同利用型 保育施設設 備整備・運 営事業(運 営費)	自院及び他 の医療機関 (病院、診療 所、助産所、 指定訪問看 護ステーション) の職員の子 を対象とし、 以下の要件 を満たす保 育施設を設置 する病院 ・定員の2割 又は10人以 上を他の医療 機関の職員 種として確保 していること。 ・夜間保育 (原則、年中 無休)を実施 していること。 ・病児・病後 児保育(夜間 含む)を実施 していること。	病院内保育の運営を行うた めに必要な職員の人員費(給料、 諸手当等)及び委託料(内訳は人 件費とする。)	県が必要と 認めた額	2/3	—	—	—	補助対象経費 の増額又は2 割を超える減 額	様式第1号 様式第2-23号 様式第3号 保育施設を設置 管理運営に關 する規定 委託契約書(写)	様式第1号 様式第2-23号 様式第3号
③医療 従事者 の確保	共同利用型 保育施設設 備整備・運 営事業(施 設整備)	自院及び他 の医療機関 (病院、診療 所、助産所、 指定訪問看 護ステーション) の職員の子 を対象とし、 以下の要件 を満たす保 育施設を設置 する病院 ・定員の2割 又は10人以 上を他の医療 機関の職員 種として確保 していること。 ・夜間保育 (原則、年中 無休)を実施 していること。 ・病児・病後 児保育(夜間 含む)を実施 していること。	病院内保育を行うために必要な施 設整備費(設計費、工事費、工事 請負費)	県が必要と 認めた額	2/3	○	○	○	・補助対象経 費の増額又は 2割を超える減 額、 ・建物の規模、 構造又は用途 (ただし、機能 を著しく変 更しない軽微な 変更を除く。)並 びに建物の設 置場所の変更 (ただし、設置 予定敷地内 における設置場 所の変更で機 能を著しく変 更しない軽微 な変更を除 く。)	様式第1号 様式第2-3号 様式第3号 完成後の建物の全 景及び補助対象事 業の概要を示す写 真 契約書の写し 完成後の建物の構 造概要及び平面図 (各室の用途を示す こと。) 工事設計書 工事仕訳書 建築基準法第7条 第5項の規定による 竣工検査書の写し 支払を証明する書 類	様式第1号 様式第2-3号 様式第3号
	共同利用型 保育施設設 備整備・運 営事業(設 備整備)	自院及び他 の医療機関 (病院、診療 所、助産所、 指定訪問看 護ステーション) の職員の子 を対象とし、 以下の要件 を満たす保 育施設を設置 する病院 ・定員の2割 又は10人以 上を他の医療 機関の職員 種として確保 していること。 ・夜間保育 (原則、年中 無休)を実施 していること。 ・病児・病後 児保育(夜間 含む)を実施 していること。	病院内保育を行うために必要な設 備整備費	県が必要と 認めた額	2/3	—	—	—	・補助対象経 費の増額又は 2割を超える減 額、 ・設備の用途 が変わる変更 ・設備の機能が 同等未満の ものへの変更	様式第1号 様式第2-4号 様式第3号 様式第3号 契約書の写し 検収書の写し 支払を証明する書 類 当該整備機器の写 真	様式第1号 様式第2-4号 様式第3号
③医療 従事者 の確保	医療機関の 電子カルテ システム整 備促進事業	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
③医療 従事者 の確保	医師等環境 改善事業	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略

改正前

鳥取県地域医療介護総合確保基金事業補助金交付要綱

別表(第3条、第4条、第5条、第7条、第8条、第11条関係)

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
事業分類	補助事業	事業実施主体	補助対象経費	基準額	補助率	着手届	完了届	申請書	重要な変更	申請添付書類	実績添付書類
	病児・病後 児等保育施 設設備整備 ・運営事業 (運営費)	自院及び他 の医療機関 (病院、診療 所、助産所、 指定訪問看 護ステーション) の職員の子 を対象とし、 以下の要件 を満たす保 育施設を設置 する病院 ・定員の2割 又は10人以 上を他の医療 機関の職員 種として確保 していること。 ・夜間保育 (原則、年中 無休)を実施 していること。 ・病児・病後 児保育(夜間 含む)を実施 していること。	病院内保育の運営を行うた めに必要な職員の人員費(給料、 諸手当等)及び委託料(内訳は人 件費とする。)	県が必要と 認めた額	2/3	—	—	—	補助対象経費 の増額又は2 割を超える減 額	様式第1号 様式第2-23号 様式第3号 保育施設を設置 管理運営に關 する規定 委託契約書(写)	様式第1号 様式第2-23号 様式第3号
③医療 従事者 の確保	病児・病後 児等保育施 設設備整備 ・運営事業 (施設整備)	自院及び他 の医療機関 (病院、診療 所、助産所、 指定訪問看 護ステーション) の職員の子 を対象とし、 以下の要件 を満たす保 育施設を設置 する病院 ・定員の2割 又は10人以 上を他の医療 機関の職員 種として確保 していること。 ・夜間保育 (原則、年中 無休)を実施 していること。 ・病児・病後 児保育(夜間 含む)を実施 していること。	病院内保育を行うために必要な施 設整備費(設計費、工事費、工事 請負費)	県が必要と 認めた額	2/3	○	○	○	・補助対象経 費の増額又は 2割を超える減 額、 ・建物の規模、 構造又は用途 (ただし、機能 を著しく変 更しない軽微な 変更を除く。)並 びに建物の設 置場所の変更 (ただし、設置 予定敷地内 における設置場 所の変更で機 能を著しく変 更しない軽微 な変更を除 く。)	様式第1号 様式第2-3号 様式第3号 完成後の建物の全 景及び補助対象事 業の概要を示す写 真 契約書の写し 完成後の建物の構 造概要及び平面図 (各室の用途を示す こと。) 工事設計書 工事仕訳書 建築基準法第7条 第5項の規定による 竣工検査書の写し 支払を証明する書 類	様式第1号 様式第2-3号 様式第3号
	病児・病後 児等保育施 設設備整備 ・運営事業 (設備整備)	自院及び他 の医療機関 (病院、診療 所、助産所、 指定訪問看 護ステーション) の職員の子 を対象とし、 以下の要件 を満たす保 育施設を設置 する病院 ・定員の2割 又は10人以 上を他の医療 機関の職員 種として確保 していること。 ・夜間保育 (原則、年中 無休)を実施 していること。 ・病児・病後 児保育(夜間 含む)を実施 していること。	病院内保育を行うために必要な設 備整備費	県が必要と 認めた額	2/3	—	—	—	・補助対象経 費の増額又は 2割を超える減 額、 ・設備の用途 が変わる変更 ・設備の機能が 同等未満の ものへの変更	様式第1号 様式第2-4号 様式第3号 様式第3号 契約書の写し 検収書の写し 支払を証明する書 類 当該整備機器の写 真	様式第1号 様式第2-4号 様式第3号
③医療 従事者 の確保	医療機関の 電子カルテ システム整 備促進事業	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
③医療 従事者 の確保	医師等環境 改善事業	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略

改正後												改正前											
鳥取県地域医療介護総合確保基金事業補助金交付要綱												鳥取県地域医療介護総合確保基金事業補助金交付要綱											
別表(第3条、第4条、第5条、第7条、第8条、第9条、第10条、第11条関係)												別表(第3条、第4条、第5条、第7条、第8条、第9条、第10条、第11条関係)											
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
事業分類	補助事業	事業実施主体	補助対象経費	基準額	補助率	着手日	完了日	重要な変更	申請添付書類	実績添付書類	事業分類	補助事業	事業実施主体	補助対象経費	基準額	補助率	着手日	完了日	重要な変更	申請添付書類	実績添付書類		
③医療従事者の確保	看護職員労働環境改善事業	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	③医療従事者の確保	看護職員労働環境改善事業	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
③医療従事者の確保	産科医等確保支援事業	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	③医療従事者の確保	産科医等確保支援事業	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
③医療従事者の確保	助産師等待機手当支援事業	分娩を取り扱う病院、診療所	分娩を取り扱う助産師・看護師・准看護師に対して、処遇改善を目的として勤務時間外に待機を命じた日に応じて支給される呼出待機手当	1か所当たり次により算出された額	1/2	—	—	—	・補助対象経費の増額	様式第1号 様式第2号 様式第3号 呼出待機手当の支給について明記された給与規定又は雇用契約等の書類	様式第1号 様式第2号 様式第3号 支払を証明する書類	③医療従事者の確保	助産師等待機手当支援事業	分娩を取り扱う病院、診療所	分娩を取り扱う助産師・看護師に於いて、処遇改善を目的として勤務時間外に待機を命じた日に応じて支給される呼出待機手当	1か所当たり次により算出された額	1/2	—	—	—	・補助対象経費の増額	様式第1号 様式第2号 様式第3号 呼出待機手当の支給について明記された給与規定又は雇用契約等の書類	様式第1号 様式第2号 様式第3号 支払を証明する書類
③医療従事者の確保	救急勤務医支援事業	二次救急医療機関、総合周産期母子医療センター又は地域周産期母子医療センター	休日・夜間に救急対応を行う医師に支払われる救急勤務医手当 ※ 救急勤務医手当とは、宿日直手当や超過勤務手当とは別に、医師の救急医療への参画を条件に当該医療機関に勤務する職員に対して支給される手当であることが就業規則等に明記されたものとする。	1人1回当たり 休日(日中)4,523円 夜間6,220円	1/3	—	—	—	・補助対象経費の増額	様式第1号 様式第2号 様式第3号 給与規定又は雇用契約等の救急勤務医手当が明記された書類	様式第1号 様式第2号 様式第3号 支出額の根拠となる書類 支払を証明する書類	③医療従事者の確保	救急勤務医支援事業	二次救急医療機関、総合周産期母子医療センター又は地域周産期母子医療センター	休日・夜間に救急対応を行う医師に支払われる救急勤務医手当 ※ 救急勤務医手当とは、宿日直手当や超過勤務手当とは別に、医師の救急医療への参画を条件に当該医療機関に勤務する職員に対して支給される手当であることが就業規則等に明記されたものとする。	1人1回当たり 休日(日中)4,523円 夜間6,220円	1/3	—	—	—	・補助対象経費の増額	様式第1号 様式第2号 様式第3号 給与規定又は雇用契約等の救急勤務医手当が明記された書類	様式第1号 様式第2号 様式第3号 支出額の根拠となる書類 支払を証明する書類
③医療従事者の確保	新生児医療担当医確保支援事業	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	③医療従事者の確保	新生児医療担当医確保支援事業	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
③医療従事者の確保	小児救急医療支援事業	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	③医療従事者の確保	小児救急医療支援事業	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
③医療従事者の確保	看護補助者の活用のための看護管理者研修事業	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	③医療従事者の確保	看護補助者の活用のための看護管理者研修事業	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
③医療従事者の確保	認定看護管理者研修参加支援事業	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	③医療従事者の確保	認定看護管理者研修参加支援事業	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
③医療従事者の確保	女性医師就業環境整備事業	病院	女性医師の就業環境整備のために必要な女性専用休憩室、更衣室、授乳室、搾乳室、トイレ、洗面所、シャワー室、当直室等の施設整備費(設計費、工事費、工事請負費)及び備品購入費	1か所当たり1,000千円	1/2	○	○	○	・補助対象経費の増額又は2割を超える減額	様式第1号 様式第2号 様式第3号 カタログ 見積書 図面	様式第1号 様式第2号 様式第3号 支出額の根拠となる書類 支払を証明する書類 契約書の写し 検収書の写し 工事完成写真	③医療従事者の確保	女性医師就業環境整備事業	病院	女性医師の就業環境整備のために必要な女性専用休憩室、更衣室、授乳室、搾乳室、トイレ、洗面所、シャワー室、当直室等の施設整備費(設計費、工事費、工事請負費)及び備品購入費	1か所当たり1,000千円	10/10	○	○	○	・補助対象経費の増額又は2割を超える減額	様式第1号 様式第2号 様式第3号 カタログ 見積書 図面	様式第1号 様式第2号 様式第3号 支出額の根拠となる書類 支払を証明する書類 契約書の写し 検収書の写し 工事完成写真
③医療従事者の確保	地域医療連携研修会開催支援事業	医療機関、県医師会、地区医師会、県知事が適当と認める者	4疾病6事業に関して、地域の医療関係者が参加する連携推進等のための研修会等の開催にかかる報償費(謝金)、役員費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、使用料及び賃借料、委託料、備品購入費	4疾病6事業ごと 1か所当たり3,600千円	10/10	—	—	—	・補助対象経費の増額又は2割を超える減額 ・設備の用途が変わる変更 ・設備の機能が同等未満のものへの変更	様式第1号 様式第2号 様式第3号 研修会資料 支出額の根拠となる書類 支払を証明する書類 (設備整備)カタログ 見積書	様式第1号 様式第2号 様式第3号 研修会資料 支出額の根拠となる書類 支払を証明する書類	③医療従事者の確保	地域医療連携研修会開催支援事業	医療機関、県医師会、地区医師会、県知事が適当と認める者	4疾病6事業に関して、地域の医療関係者が参加する連携推進等のための研修会等の開催にかかる報償費(謝金)、役員費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、使用料及び賃借料、委託料、備品購入費	4疾病6事業ごと 1か所当たり3,600千円	10/10	—	—	—	・補助対象経費の増額又は2割を超える減額	様式第1号 様式第2号 様式第3号 研修会資料 支出額の根拠となる書類 支払を証明する書類	様式第1号 様式第2号 様式第3号 研修会資料 支出額の根拠となる書類 支払を証明する書類